

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年1月27日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
議員 柿原 一和 議員 桑澤 直亨
議員 原田 悠嗣 議員 鈴木 明子
議員 渡邊 勝巳 議員 寺門 勲
議員 小池 正夫 議員 小宅 清史
議員 大和田和男 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 萩谷 俊行
議員 君嶋 寿男 議員 遠藤 実
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 笹島 猛

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎

次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
企画部長 渡邊 荘一	政策企画課長 金田 尚樹
政策企画課長補佐 宇佐美智也	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 照沼 克美	総務部長 玉川 一雄
総務課長 篠原 広明	総務課長補佐 川勾 貴弘
税務課長 綿引 稔	税務課長補佐 小泉 友哉
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
防災課長 秋山 光広	防災課長補佐 疋田 克彦
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 坂本 武志	こども課長 萩野谷智通
こども課長補佐 水野 厚子	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 梅原千也子	健康推進課長補佐 飛田 建
建設部長 高塚 佳一	土木課長 川崎 慶樹
土木課長補佐 吉村 勉	教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 生田目綾子

会議に付した事件

（１）議会運営委員会委員長報告

・令和7年第1回臨時会について

…委員長報告のとおりとする

(2) 議案第1号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第8号)

…執行部より説明あり

(3) 報告第1号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

…執行部より説明あり

(4) 報告第2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

…執行部より説明あり

(5) 報告第3号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

…執行部より説明あり

(6) 那珂市国土強靱化地域計画の改定について

…執行部より説明あり

(7) 委員長報告

・原子力安全対策常任委員会

議事の経過概要(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

事務局長 それでは皆さんおはようございます。

会議に先立ちまして、本日の日程についてご説明させていただきます。

本日ですけれども、10時から全員協議会のほうを開催いたしまして、案件を審議ご協議いただきます。そちら終わりましたら、臨時会のほうに移るわけですが、その間ユーチューブの切り替えるための作業がありますので、15分程度休憩をとらせていただきますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

本日は換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。

閉会中の中、議員の皆様には全員協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和7年初めての全員協議会になります。

本日は、報告3件と案件1件であります。慎重なる審議を賜りますようお願いし、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願い

いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮を願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は笹島議員1名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。
市長 皆様おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

庁舎内も風邪とかインフルエンザが少し出てるもんですから、マスク着用のまま失礼をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、ご報告となります。

議員の皆様にもご報告をさせていただいたところでございますが、去る1月17日、市民課において、マイナンバーカードの手続に関する確認書類を誤って別の方に渡してしまうという、個人情報漏えいする事案がございました。市民課におきましては、同日中に誤って渡した書類を回収するとともに、当事者に対しまして20日に内容を説明し、謝罪を行っております。

また、事案の重要性を鑑みて、議員の皆様への緊急連絡、報道機関への情報提供を行ったところでございます。

再発防止といたしまして書類を渡す際に、本人であることを相手方にも確認することを徹底するよう、基本中の基本なんですけど、そういったことを担当課へ指示をいたしたところでございます。

議員の皆様には、ご心配をおかけして大変申し訳ございませんでした。

それでは、本日の全員協議会でございますが、令和6年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を含む4件、及び那珂市国土強靱化地域計画の改定につきましてご説明をさせていただきます。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

まさに先ほどの案件に関しましては、議長、副議長のほうで申入れさせていただきましたので、ご理解のほどをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果についてご報告いたします。

ただいま、議会第2委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、令和7年第1回臨時会の提出議案及び会期日程（案）についてであります。

提出議案は報告3件、議案1件であります。

なお、議案の委員会付託については、議事の都合上、当該委員会へ付託せず、会議規則第37条第3項の規定に基づき、省略すべきものと決定いたしました。

以上のことから、今臨時会の会期日程案は本日1月27日の1日間とすべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時06分）

議長 再開します。

続きまして、議案第1号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第8号）について、執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号をご覧ください。

議案第1号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,458万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億2,863万9,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

追加になります。3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯重点支援給付金事業、2億1,916万6,000円。

住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金事業、4,588万5,000円。

9款教育費、2項小学校費、教育用コンピューター管理事業、444万4,000円。

3項中学校費、教育用コンピューター管理事業、392万6,000円。

5 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2億9,035万1,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金、2,500万円の減。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金923万3,000円。

6 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2億6,505万1,000円。

こちらは、物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯重点支援給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金事業をそれぞれ計上するものです。

7 ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費30万円。

こちらは物価高騰等に伴い、菅谷保育所における給食に係る賄材料費を増額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費86万3,000円。

こちらは予防接種事業において、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種の対象となることに伴い、準備経費等を計上するものです。

8 ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費444万4,000円。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費392万6,000円。

こちらは、小中学校における児童生徒用のタブレットに係る故障台数の見込み増に伴い、需用費を増額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑ご意見ございますか。

大和田議員 8ページのタブレットが見込み増ということなんですけど、これ、見込み増ですから、そもそも今の壊れた台数とかこれからどう見込みがどうなるのかちょっと聞きたいです。ちなみに何台、台数とかそういうのを聞きたいです。

学校教育課長 学校教育課です。よろしくお願いいたします。一人一台の学習用タブレットを配布して4年目を迎えておりまして、ケースと一体型のものになっています。キーボードも、昨年度までは保証期間ということでございましたけれども、今年度から保証が切れまして、修繕等につきましては実額の支払いとなっているところです。キーボードにつきましては、経年劣化だろうと思われる接続部分の不具合、指に反応しないというケー

スが多くなってございまして、各学校で不具合の調査を行いましたところ相当数今回見つかったのも、その購入経費等を計上するものでございます。

台数につきましては、不具合が今回判明しているもので小学校が204台、中学校が184台となっております。プラスアルファ見込みで壊れるものと併せまして予算としては小学校に251台分、中学校が221台分のキーボードのほうの合計の予算を計上してございます。

以上です。

大和田議員 251台と年間でっていうことですね。ちょっと確認なんですけど、3年間の補証だったのが今年からその補証がなくなって、一般財源から、こちらからお金を出して直すっていうことなんですけど、今後はどんなふうになってくるんですか。それとあとタブレットっていうのは、確認なんですけど、何年間のリースとかそういったのをちょっと伺いたいんですけれども。

学校教育課長 補証のほうは3年間で切れておりますので、今年度4年目から実額の支払いということになっておりまして、タブレットの更新のほうは、令和8年度から3か年で更新をかけていくような予定としておりまして、令和8年度の購入でございすけれども、3か年で購入して更新というような予定となっております。

以上です。

大和田議員 令和8年度は更新になる。何かちょっとよく分からないな。一気に更新していくっていうわけじゃなくて。一気に更新していくっていうことで令和8年度から。買い直してこと簡単に言えば。

学校教育課長 8年度から3か年にわたって買い直して新しいものを順次入れ替えていくということでございます。

大和田議員 それはやっぱり市の負担って形になりますか。

学校教育課長 前回のときも国のほうの補助金を活用しておりますけれども、今回も全額市の負担ではなく、国のほうの支出もある予定となっております。

大和田議員 そうするとこれだけ251台壊れちゃう。計約500台ぐらい。来年もそういう経費がかかってくるっていうことになりますよね。

学校教育課長 コンスタントに続くかっていうこともございますが、年数がたてばやはり同じような故障ですとか不具合が出てくる可能性はあるのかなとは思いますが。

大和田議員 ちなみに保護者負担とかそういったのは考えたりもしてない。壊れて負担するとかそういうのは考えてないですか。

学校教育課長 例えば故意に壊したということであれば、保護者負担というケースもございすけれども、今回のような経年劣化によるような不具合につきましては、市の方で負担しているというような状況でございます。

花島議員 今大和田議員の質問に答えてないことがありますよね。そもそもタブレットが何

台あるのかっていうのは。

学校教育課長 小学校児童数が2,520人でございまして、台数につきましては、若干児童が減少傾向となっておりますので余裕がございまして2,600台くらいが小学校分、中学校につきましては、1,300台くらいかなと思います。細かい数字までは今のところ分かりかねます。申し訳ございません。

花島議員 細かい数字はなくていいです。それで結構ですが、ただ1割位が1年間の間に何か不具合が出てくるっていうのは、ちょっと多いかなと思うんです。そもそもどんなやつ買ったのかって気になるんですよ。キーボードって結構大事なんで、安いのか高いのまでいろいろありまして、私なんか仕事柄かなり高いの買っているんですよ。キーボードだけで安いパソコンを買えるぐらいのやつを使ってるんですが、そういういいの買うとほとんどないです、そういうトラブルは。3年4年でね。だからちょっとその辺も、今後のことをよく考えていただきたいと思います。それだけです。

小宅議員 同じくちょっとタブレットについてお聞きしたいんですけども、そもそも小学校一、二年生でタブレットって必要なツールなんですか。

学校教育課長 キーボードを打ってということになりますと、一、二年生がそんなに頻度が少ないのかなと思います。ただ持ち上がって9年間使っていくということもございまして、キーボードについても必要な経費ということで考えておりますので、使用可能な状態にしておくというように考えております。

以上です。

小宅議員 実際低学年でキーボードを使わないのであれば、そこはキーボード省いて当然じゃないかなと思いますし、実際のどのぐらいタブレットがなきゃ勉強が進まないのかというのちょっと私は、そこは分かりませんが、何が何でも1人1台っていうところではなく、もうちょっと効率的な予算の使い方を考える必要があるのではないかなと思う点が一つと、あとリースという手はないんでしょうか。この2点についてお聞きします。

学校教育課長 今国のGIGAスクール構想に基づいた1人1台というようなところでの配置というふうにはしております。リースという部分もございしますが、国の補助対象というようなところで導入時はリースは対象外ということでございまして。今度の方針のほうもおそらく同様だったと認識しているところです。

以上です。

議長 よろしいですか。

原田議員 同じくタブレットのことについてなんですけれども、やっぱり那珂市はiPadを使用してるってことから結構コストも高いかなと思うんですけど、水戸市とかはChromeBookを使ったりだとかひたちなか市とかもそうだと思うんで、結構違うと思うんすよね。5倍ぐらい違うかなって勝手に思っているんですけど。5倍か3倍ぐらい

かもしれないんですけど。だから、なんかその辺今後、iPadからChromeBookとかに移行していくとかそういう考えとかってあるんでしょうか。

学校教育課長 導入の時にiPad、Windows、Chromeと3種類選択肢があった中で、那珂市はiPadとしました。導入時の価格について補助金についても金額が決まっておりましたので、導入時に価格の差が開いているということはなかったと認識しております。市場の価格では、そういった状況があるかもしれないですけども、一人一台の購入時にはそういった状況でした。

以上です。

小宅議員 すいません、iPadで終始しちゃいそうだったんで、ほかの方みんなほっとしちゃってるとあれなんで、6ページお伺いしたいんですけども、扶助費、住民税非課税世帯支援給付金なんですけど、1億9,800万円ということで、何世帯に1人幾らぐらいずつの給付になるんでしょうか。

社会福祉課長 お答えします。住民税非課税世帯重点支援給付金でございますが、こちらは、そのとおりで住民税非課税を対象とした世帯に給付するものです。1世帯当たり3万円を給付します。現時点の見積りでは5,400世帯ほど予定しております。

以上です。

小宅議員 5,400世帯もあるんですかって質問おかしいですけど、それはあれですよ、いわゆる子供がいる世帯とかに限らず、全非課税世帯というような件数でしょうか。

社会福祉課長 お答えします。12月末現在の那珂市の世帯数ですが、2万3,724世帯とお伺いしています。その中で該当になるのが、子供いる、いないにかかわらずこの住民税が非課税の世帯ですので、現時点でシステムの抽出を今後行いますが、現時点では5,400世帯程度を見込んでいる形になります。

以上です。

小宅議員 分かりました。

議長 いいですか。ほかございますか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時23分）

議長 再開いたします。

続きまして、報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）から報告第3号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

執行部より一括して説明を願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号から第3号までの3件を一括してご説明させていただきます。

まず、報告第1号をお開き願います。

報告第1号 専決処分について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

表の説明になります。

専決処分年月日は、令和6年12月25日になります。

損害賠償の額は、12万7,078円でございます。

損害賠償の相手方は、個人となります。

事件の概要です。令和6年6月21日、金曜日の午後7時30分頃、JR水郡線瓜連街道踏切付近において、相手方が運転する車両が、舗装路面にある穴ぼこに気付かず走行したところ、フロントバンパーを損傷したもので、市の過失割合は80%でございます。次のページには事故発生場所の位置図を、その次のページには事故現場写真と損傷した個所の写真を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして報告第2号をお開き願います。

報告第2号 専決処分について。

表の説明になります。

専決処分年月日は、令和6年12月26日になります。

損害賠償の額は、2万9,486円でございます。

損害賠償の相手方は、相手方1が運転手で個人となります。相手方2が損害賠償請求権代位者で、記載の通りの法人となります。

事件の概要です。令和6年9月15日、日曜日の午後3時40分頃、福田445番1付近において、相手方1が運転する車両が、舗装路面にある穴ぼこに気付かず走行したところ、左側の前後輪のタイヤを損傷したものでございます。損害賠償の額の内訳としましては、相手方1の運転手には1万8,596円、相手方2の法人には1万890円となりまして、市の過失割合は30%でございます。

同様に、次のページには事故発生場所の位置図を、その次のページには事故現場写真と損傷した個所の写真を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、報告第3号をお願いいたします。

報告第3号 専決処分について。

こちらも表の説明になります。

専決処分年月日は、令和6年12月27日になります。

損害賠償の額は、3万7,367円でございます。

損害賠償の相手方は、個人となります。

事件の概要です。令和6年10月9日、水曜日の午後6時5分頃、中台1691番5付近において、相手方が運転するオートバイが、舗装路面にある穴ぼこに気付かず走行したところ、リアホイールを損傷したもので、市の過失割合は50%でございます。

次のページには事故発生場所の位置図を、その次のページには事故現場写真と損傷した個所の写真を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上3件の専決処分の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑ご意見ございますか。

榊原議員 3件の案件なんですが、過失割合がおのおのに違うんですがこれはどういうあれなんですかね。

土木課長 お答えします。この事故による過失割合の考え方なんですけど、やはりその現場の状況っていうのを考慮しまして、個別に判断するという形になります。どうしても運転者のほうにもその注意義務というのがございますので、そちらの注意義務がどの程度果たされていたかと、そちらを差し引いた上で、市のほうの過失割合っていうのを決めるものになっております。

以上です。

榊原議員 ありがとうございます。先日もちっと実は側溝の蓋がちょっとずれてるなんていうのがあってすぐ土木課のほうに連絡したところ、道路パトロール車すぐ来てくれて、非常に那珂市の対応ものすごくスピーディーでやっていただいたんですけども、いかんせん那珂市内の市道、前の一般質問でも一千何百キロあるっていうことで平たんて長いってところで、やっぱり市役所のほうだけで把握できるってなかなか難しいことだと思うんですね。そうなってくるとやっぱりそういう情報のネットワークというのが必要だと思うんで、そうなってくると、やっぱりこういうときこそ、まちづくり委員会であったりとか自治会であったりとかっていうところの情報も、再度お願いしてっていうところが重要なのかなっていうふうに常に認識、私のほうではしてるんですけども、それについてはいかがですか。

土木課長 ありがとうございます。そのとおりでございます。市のほうでもパトロールというのはもう適宜、これは実施しているところであります。その中でもちょっと市全体を、見ていくというのは厳しいところがあります。先ほど榊原議員のほうからもお話いただきましたが、皆さんからの通報というのはとても大事なところになっているところです。例えば保険会社の方だったりとか、郵便局云々であったりとか、協定のほうを結ばせていただいて、やっぱり市内を巡回する可能性があるところ、もし穴等を発見した場合には連絡してくださいという協定のほうは結んでおります。そうしたような中での情報をいただいてもどうしても漏れてしまうところっていうのが出てきてしまいますので、こういうのはなるべくないような形で、またパトロールのほうも力を入れていきたいと思

いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

桑澤議員 1番最初の案件のやつで、写真がちょっとよく分かんないですけど、車高がかなり低い車のような気がするんですけども、これはちゃんと基準を満たした車高なのか。余り低過ぎると正直これ道路交通法とかいろいろ問題があって、市の過失割合がこんなに8割もいく案件になるかどうかって微妙になると思うんですよ。標準的な車高であれば、分からなくはないですけども、もし、僕ちょっと今この写真だけちょっと分かんないですけども、これ低いとなれば、逆転するぐらいの、過失割合でもいいんじゃないかと思ったんで、その辺はどういう調査をされたのかちょっと教えてください。

土木課長 先ほどの若干確かに車高のほうは低い車にはなっております。でも、確認したところ車検場という最低地上高は9センチっていうのは確保はできているものです。当然○
○等がついてますんで、こちらについても5センチ以上ということで、その分は確保できておりますので、今回はあくまでその踏切を通過して、すぐ目の前に穴があったということで、運転者のほうが避けきれなかったという判断になりまして、なかなかその道路管理者が8割という過失割合って少ないんですけど、今回はそういう特別な条件が重なって8割という形になっております。

以上です。

議長 よろしいですか。

桑澤議員 結構、確かに交通量の多いか所だと思いますので、もしかしてこの車以外の人は大丈夫だったのがほとんどなのかもしれないですけど何か特殊なちょっと低さだとどうしても、こういう事故が起こり得るのかなと思ったんですけども、基準を満たしてるのであれば、よろしいかと思しますので、そういったところちょっと質問させていただきました。

以上です。

花島議員 私聞きたかったこと、ほかの方も聞いてくれたんでそれを省きます。聞きたいのはまずこの3件について、両方とも路面の穴ですよ。これ深さはどのぐらいだったんですか。数字が書いてないんで。

土木課長 その穴の深さになりますが、まず初めに踏切を通過したところの穴については深さとしては10センチで、大きさとしては30センチ程度の穴ということになります。

続きまして2件目としましては、高速の側道のところなんですけど、深さとしては13センチ、直径としましてはこちら75センチと若干大きめ穴ということになります。

続いて最後の3件目になりますけど、こちらについては深さとしては10センチ、直径が30センチの穴ということです。

以上です。

議長 よろしいですか。

花島議員 結構深いですね。分かりました。

それで、先ほどの穴の道路の損傷に気がいたら、連絡してくるよう協定結んでるって話なんですけど、これは市民にもそういうのを見かけたら通報してくださいっていうのを広報等で呼びかけてはいかがですか。実際にこういう事故があって、それで損害もそうだし、そういうものを生じているのでっていうこともつけ加えれば、市民の方は結構不具合があっても遠慮してる場合があると思うんですよ。むしろ積極的に連絡してもらったほうがうれしいんだということを分かるようにした形で通報をお願いしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

土木課長 ありがとうございます。土木課のほうでも、今そういう考えでおりまして、やはり市民の方に通報いただくというのが、市内全部を見渡せる形にはなってくると思うんで、先ほど議員のほうからも言われたその広報のほうについても、以前にも載せたことがあるんですけど、また再度掲載させていただいて、そういう形で実施していきたいと思っております。

鈴木議員 いろんな見回りなどもされてると思うんですが、先ほどの花島議員ですとか、榊原議員がおっしゃっていたように市民の通報というのは大事だと思うんですけども、その中で、通報をそういうふうにメールでやらなきゃいけないとか、あとは電話でもあの辺ですとかということになってしまうとお互いのストレスになると思うんですね。なので一般質問もさせていただいたんですが、公式LINEでGPSを使って写真を撮るだけで、どこの場所ってというような、分かるような方法をほかの市でもやっておりますので、今回、車の損傷とかバイクの損傷だけで済んだと思うんですけども、もし穴にバイクが倒れてこんでしまっただけがしてしまったとかってということもとても考えられることなので、そういったこともぜひ進めていただければと思います。すいません要望でした。

渡邊議員 いろんな議員、質問されたんであれなんですけども、ちなみにこの3番目のところバイクなんですけど、これ転倒はなかったですね。けがの話は出てなかったんで。

土木課長 そのとおりでございます。バイクなんで転倒する恐れもありまして、転倒した場合にはもうもっと大きな事故になっていたかと思うんですけど、幸いなことに穴に落ちたのが、バイクの後輪のほうということだったんで、転倒はなかったということです。ただどうしてもバイク等については転倒の恐れもありますんで、穴等の確認には気をつけてやっていきたいと思っております。

渡邊議員 これ3件とも道路自体に大きなひびがもともと入っているところで、何らかの原因で舗装が、飛び散ったか、あとは沈んだからどういう状況だと思うんですけども、特に3枚目の写真なんですけど、これ横から入ってくところがあって片方は高いところ。水路を超えてきてると思うんですが、相当雨が降ったときに雨水なんかこういう流れ込ん

だじゃないのかなと思います。舗装のところこれだけひびが入って床に水が入ってくれば、当然下の路盤は流れたり削られたりして陥没する可能性は十分考えられると思うんですよね。ですので今後こういうところ、可能性あると思うんですが、道路側溝をつけて、雨水がほかから入ってこないようにキャッチをすとか、集水桝で受けるとか、そういうことも必要でしょうし、ひびの細かく入ってるところは舗装の打ちかえを早急にさせていただいて、この舗装が飛んで穴が空くとか、陥没するとかっていうことの対策はちょっと必要ないんじゃないのかなというふうに思います。これちょっといろいろと対策はさせていただいて、予算の都合もあるとは思いますが、その辺をちょっと要望させていただくということと、あとはこの穴の空いている先ほどいろいろと通報の話もあったんですが、状況によっては自治会長を通さなきゃならないよとかっていう案件もあるのかなと思うんですが、穴の都合については自治会を通さなくても大丈夫なんですけどちょっと確認させてもらっていいですか。

土木課長 その穴の件についてなんですけど、穴については自治会長を通して通報補修をするという形ではございませんので、一般の方でも連絡いただければ対応することが可能です。例えば、今、議員おっしゃられたように、老朽化していて、全体の打ち替えをしないくちやならないというのは、なかなか個人の方から言われても直すことは難しいかと思うんですけど、この穴については、通報いただければどなたからいただいても至急直すような形をとっております。

渡邊議員 ありがとうございます。なかなかその場所の通報、先ほど鈴木議員とかいろんな議員おっしゃってますけども、通報の仕方ってなかなか難しいでしょうし、通報を受けた側も、場所の特定も難しいかと思いますので、いろいろな方法ありますのでこの辺も活用していただければと思います。

私からは以上です。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

議長 再開します。

那珂市国土強靱化地域計画の改定について、執行部より説明願います。

防災課長 防災課長の秋山です。他3名が出席しています。よろしくお願いいたします。

着座にて、ご説明させていただきます。

全員協議会資料、那珂市国土強靱化地域計画の改定についてをお開き願います。

那珂市国土強靱化地域計画の改定について。

1、計画改定の目的。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、大規模自然災害から市民の生命と財産を守るとともに、持続可能で強靱な地域づくりを推進するため定める那珂市国土強靱化地域計画の計画期間が、令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする計画を策定するものです。

2、計画の概要。過去の災害から得られた教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても、市民の生活、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない強さと回復するしなやかさを兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。

3を説明する前に、資料の3ページ、那珂市国土強靱化地域計画（案）の概要版をお開き願います。

1、計画策定の趣旨。（1）計画の策定趣旨については、先ほどの計画策定の目的、計画の概要と重複しますので 割愛させていただきます。

（2）の計画の位置づけ。位置づけは、現計画と同様の位置づけになります。国の国土強靱化基本計画、茨城県国土強靱化計画と調和の取れた計画、第2次那珂市総合計画における地域防災の具体的施策を計画的に推進する指針となる計画と位置づけています。

（3）計画期間。5年間。令和7年度から令和11年度とします。

4ページをお開き願います。

2、国土強靱化の目標と強靱化に向けた施策。

（1）本市における国土強靱化の基本目標、強靱化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置付けた4つの基本目標を踏まえて、本市のまちづくりの理念「人と地域が輝く安心安全な住みよいまち那珂の実現」に向け施策を推進します。

（2）計画の対象とする災害。本市に甚大な被害をもたらすと想定される地震、台風竜巻、豪雨の自然災害全般とし、影響が少ないと想定される自然災害は、周辺都県、他市町村との連携の中で考慮します。また、本市においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も国の動向を見ながら検討をまいります。対象とする災害については、国の基本計画の改定で、これまでより明確に方針が位置づけられました。本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項については、資料の24ページをお開き願います。国が位置づけた方針に基づき、3、本市における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項。

（1）国土強靱化を推進する上での基本的な5つの方針。1つ目、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備、管理。

2つ目、経済発展の基盤となる交通、通信、エネルギーなどライフラインの強靱化。

25ページをお開き願います。

3つ目、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化。

4つ目、災害時における事業継続性、確保を始めとした官民連携強化。

5つ目、地域における防災力の一層の強化を5つの柱として、位置づけました。

資料の5ページにお戻りください。

3、起きてはならない最悪の事態。脆弱性の評価、強靱化の推進方針、国の基本計画において事前に備えるべき6つの目標が定められております。

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

6ページをお開き願います。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない。

7ページをお願いいたします。

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。

8ページをお開き願います。

(6) 社会経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する、がその6つの目標になります。内容については割愛させていただきます。

これらの目標に基づき、本市においての最悪の事態、リスクシナリオ、そのリスクシナリオに対する脆弱性の評価、評価に対する推進方針については、那珂市国土強靱化地域計画案の35ページから66ページに、各部局が取り組む主な取組方針及び推進するための目標値、重要業績指標を示し、関連計画も含めて推進を図るための計画を示しました。

資料9ページをお開き願います。

計画の推進方策。(1) 関連計画との整合性の確保。国土強靱化を推進するため、関連する計画を毎年度の施策の進捗状況により、必要に応じ所要の修正を行うこととします。

(2) 計画の評価と見直し。本計画に基づく各種施策は、各種計画との整合性を確保しながら、推進し、年度ごとにPDCAサイクルによる進捗管理と評価を行います。

(3) 計画推進に向けた組織連携の強化。計画推進に向けた組織連携の強化。市の部局等横断的な施策で、一つの部局で実現できなく、また、国や県と共有するなど施策の連携を図るものとし、PDCAサイクルの実践を通じて、限られた資源を効率的に効果的に活用し、本計画の目標実現に向けた計画の実効性、効率性が確保できるよう十分に留意して進めます。

以上が那珂市国土強靱化地域計画（案）の概要になります。今回の改定は、現在の計画内容を国土強靱化基本法の改正に合わせ、文言の修正及び新たな施策の追加をしたも

のになります。計画全体の構成はこれまでの計画を継承しており、大きな修正を行ったものではありません。災害発生時に想定される、起きてはならない最悪の事態を回避するための平時に必要な施策について、脆弱性の評価に基づき、今後の取組方針を定めたものになります。

資料1ページへお戻りください。

3、パブリックコメントについて。期日、令和7年1月31日から2月28日。方法、市のホームページへの掲載。防災課、市立図書館及び瓜連支所での閲覧。

4、今後のスケジュール。パブリックコメントの実施。3月下旬公表。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退室をお願いいたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時51分）

議長 再開します。続きまして、原子力安全対策常任委員会、小宅委員長より報告をお願いします。

小宅議員 原子力安全対策常任委員会からお知らせいたします。原子力安全対策常任委員会では、2月21日金曜日10時から、執行部の防災課をお呼びいたしまして、広域避難計画についての進捗状況の説明を受けることになっております。せっかくの機会ですので、委員会メンバーに限らず、ご希望の議員にはご出席いただくことも可能でございますので参加につきましては、ラインワークスのほうで後ほどアンケートをさせていただきますので、2月7日までにご回答を頂きますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。確認したいことはございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。これにて全員協議会を終了いたします。

なお本会議を午前11時10分からといたします。議員各位におかれましては、本会議場までお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

閉会（午前10時53分）

令和7年3月25日

那珂市会議長 木野 広宣